

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 31 日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課（部）	} 御中
--	------

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和 7 年 9 月 1 日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の別紙 1 を次のように改正する。

(別紙 1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 99 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 62 点 |

(2) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

(2) その他の場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 33 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 21 点 |

(ファイバーポスト)

- | | |
|--------|------|
| 1 本につき | 61 点 |
|--------|------|

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 38 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 38 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1 窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 11 点

ロ 複雑なもの 29 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 8 点

b 複雑なもの 21 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 9 点

b 複雑なもの 23 点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 4 点

ロ 複雑なもの 11 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 3 点

b 複雑なもの 8 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 6 点

b 複雑なもの 17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの 2,016 点

(2) 4 分の 3 冠

2,520 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

a 単純なもの 414 点

b 複雑なもの 766 点

ロ 5 分の 4 冠 964 点

ハ 全部金属冠 1,213 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの 282 点

b 複雑なもの 561 点

ロ 4 分の 3 冠 692 点

ハ 5 分の 4 冠 692 点

ニ 全部金属冠 868 点

3 銀合金

(1) 大臼歯

イ インレー

a	単純なもの	26 点
b	複雑なもの	46 点
ロ	5 分の 4 冠	59 点
ハ	全部金属冠	73 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	17 点
b	複雑なもの	34 点
ロ	4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	42 点
ハ	5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	42 点
ニ	全部金属冠	53 点
M010-2	チタン冠（1 歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	前歯	692 点
(2)	小臼歯	692 点
(3)	大臼歯	964 点
2	銀合金	
(1)	前歯	42 点
(2)	小臼歯	42 点
(3)	大臼歯	59 点
M010-4	根面被覆（1 歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ	大臼歯	414 点
ロ	小臼歯・前歯	282 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	26 点
ロ	小臼歯・前歯	17 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,081 点
2	銀合金を用いた場合	118 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1 歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388 点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615 点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき 1 点

M016-3 既製金属冠（1歯につき） 29 点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯 1,396 点

ロ 小臼歯 1,051 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 58 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯 839 点

ロ 小臼歯 1,051 点

ハ 大臼歯 1,396 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 74 点

ロ 小臼歯 74 点

ハ 大臼歯 74 点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき） 1,629 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1 歯から 4 歯まで	2 点
(2)	5 歯から 8 歯まで	3 点
(3)	9 歯から 11 歯まで	5 点
(4)	12 歯から 14 歯まで	7 点
2	総義歯（1顎につき）	10 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14 カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小臼歯	2,347 点
	ロ 犬歯・小臼歯	1,909 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	1,909 点
	ロ 犬歯・小臼歯	1,466 点
	ハ 前歯（切歯）	1,129 点
2	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小臼歯	1,116 点
	ロ 犬歯・小臼歯	873 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	766 点
	ロ 犬歯・小臼歯	666 点
	ハ 前歯（切歯）	618 点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2	14 カラット金合金	
(1)	双子鉤	1,107 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	855 点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	309 点
(2)	犬歯・小臼歯	333 点
(3)	大臼歯	383 点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30 点
(2)	犬歯・小臼歯	30 点
(3)	大臼歯	30 点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777 点
2	キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大臼歯 766 点

ロ 小臼歯・前歯 561 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯 46 点

ロ 小臼歯・前歯 34 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,789 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコーン系 166 点

2 アクリル系 99 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和6年3月5日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>2,016 点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,520 点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>414 点</u> b 複雑なもの <u>766 点</u> ロ 5分の4冠 <u>964 点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,213 点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>282 点</u> b 複雑なもの <u>561 点</u> ロ 4分の3冠 <u>692 点</u> ハ 5分の4冠 <u>692 点</u> ニ 全部金属冠 <u>868 点</u> 3 (略)	(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,884 点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,355 点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>397 点</u> b 複雑なもの <u>733 点</u> ロ 5分の4冠 <u>923 点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,161 点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>270 点</u> b 複雑なもの <u>537 点</u> ロ 4分の3冠 <u>663 点</u> ハ 5分の4冠 <u>663 点</u> ニ 全部金属冠 <u>831 点</u> 3 (略)

M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1 歯につき)		M010-3 接着冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 前歯	<u>692 点</u>	(1) 前歯	<u>663 点</u>
(2) 小臼歯	<u>692 点</u>	(2) 小臼歯	<u>663 点</u>
(3) 大臼歯	<u>964 点</u>	(3) 大臼歯	<u>923 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>414 点</u>	イ 大臼歯	<u>397 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>282 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>270 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,081 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,035 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,396 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,337 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,051 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,007 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>839 点</u>	イ 前歯	<u>803 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,051 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,007 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,396 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,337 点</u>

(2) (略) M017-2～M019 (略) M020 鑄造鉤 (1個につき) 1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>2,347 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>1,909 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 <u>1,909 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>1,466 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>1,129 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>1,116 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>873 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 <u>766 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>666 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>618 点</u> 3 (略) M021 線鉤 (1個につき) 1 (略) 2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 <u>1,107 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) <u>855 点</u> M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき) 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>309 点</u>	(2) (略) M017-2～M019 (略) M020 鑄造鉤 (1個につき) 1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>2,175 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>1,770 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 <u>1,770 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>1,359 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>1,046 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>1,069 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>836 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 <u>734 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>638 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>592 点</u> 3 (略) M021 線鉤 (1個につき) 1 (略) 2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 <u>1,026 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) <u>793 点</u> M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき) 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>296 点</u>
--	--

(2) 犬歯・小臼歯	<u>333 点</u>	(2) 犬歯・小臼歯	<u>319 点</u>
(3) 大臼歯	<u>383 点</u>	(3) 大臼歯	<u>367 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))		(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>766 点</u>	イ 大臼歯	<u>733 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>561 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>537 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 バー (1 個につき)		M023 バー (1 個につき)	
1 鑄造バー		1 鑄造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,789 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,714 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	